

平成24年度 市税納期のお知らせ

▼各期の納入期限日

納付月	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月				
5月		1期 5月31日	全期 5月31日	
6月	1期 7月2日			1期 7月2日
7月		2期 7月31日		2期 7月31日
8月	2期 8月31日			3期 8月31日
9月				4期 10月1日
10月	3期 10月31日			5期 10月31日
11月				6期 11月30日
12月		3期 12月25日		7期 12月28日
1月	4期 1月31日			8期 1月31日
2月		4期 2月28日		9期 2月28日
3月				10期 4月1日

口座振替のご利用を！

口座振替制度を利用すれば、納期毎に、届出した金融機関の預金口座から自動的に納付することができます。納めに行く手間や、納付をうっかり忘れてしまうこともなくなります。口座振替制度のご利用をお勧めします。

口座振替依頼書は、税務担当窓口にあります。

口座振替日は各納付期限日ですが、国民健康保険税の7期（12月）は、12月25日に口座振替を行います。

◆口座振替ができる金融機関◆

佐賀銀行、佐賀東信用組合、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、ゆうちょ銀行、佐賀県農協、佐賀県信漁連（本店・諸富営業店）

コンビニで納付できます

全国のコンビニエンスストアで市税等の納付ができます。納付できるのは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料の5種類です。

皆さまの納付機会や利便性向上のため、銀行など金融機関以外で納税を可能にしたもので、バーコード付きの納付書となっています。

ただし、コンビニエンスストアでの納付は、納付期限（使用期限内）に限られますので、ご注意ください。

◎問い合わせ先

神崎市役所	税務課	☎37-0114
千代田支所	総合窓口課	☎44-3071
脊振支所	総合窓口課	☎59-2111

出産祝券は

お早めにご利用ください



平成22年度まで行っていた神崎市出産祝券交付事業で交付された

出産祝券をまだお手元をお持ちの方は、使用期限を確認し、お早めにご利用ください。

期限を過ぎると使用出来なくなりますのでご注意ください。

児童手当を受給中の

公務員の方へお知らせ

公務員等（郵政公社や独立行政法人等勤務の方を除く）を退職や異動されたことにより、勤務先から児童手当を支給されなくなった方は、退職や異動の翌日から15日以内に神崎市へ児童手当を申請する必要があります。

15日以内に申請手続を行った場合、その翌月分からの支給となります。手続きが遅れた場合、遡って支給することはできませんので、ご注意ください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 福祉課
☎37-0110

身体障害者等に対する 軽自動車税の減免申請 のお知らせ

減免の申請に必要なもの

- ①軽自動車税納税通知書
(5月8日頃に送付予定です。減免申請をされる場合は納付しないでください)
 - ②身体障害者手帳(戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
 - ③運転免許証(運転される方のもの)
 - ④自動車検査証
 - ⑤認印
- ※家族運転の軽自動車等の場合は、このほかに通院証明などが必要となりますのでお問い合わせください。

身体または精神に障害があり、歩行することが困難である方のために使用されている軽自動車(バイク含む)について、一定の要件を満たした場合、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

平成22年度から、身体障害者等本人所有の軽自動車等に加え、新たに身体障害者等の家族(生計を一にする者)が所有する軽自動車(バイク含む)も減免の対象となりました。また平成23年度から、肝臓機能障害についても減免の対象となっています。

※減免は身体障害者等1人に対し1台に限ります(普通車含む)。

※平成24年度軽自動車税の納期限は5月31日です。軽自動車税の減免を受けようとする方は、5月24日(納期限の7日前)までに、下記のものを持参のうえ税務課窓口で減免の申請をしてください。

※前年度に減免の対象となった軽自動車税は、前年度以前に提出された減免申請書の内容に変更がない限り、引き続き減免されますので手続きは不要です。ただし、平成24年度新たに普通車の減免申請をされる方は、軽自動車税の減免の継続を中止する必要がありますので、税務課市民税係までご連絡ください。

◎問い合わせ先 神埼市役所 税務課 ☎37-0114

市長交際費の公表 (平成24年1月~3月分)

項目	件数	支出額(円)
弔慰	0	0
御祝	9	27,000
激励	1	4,190
会費	3	33,000
見舞い	0	0
その他	2	15,400
計	15	79,590

どんなことでも構いません。
皆さまの声をお聞かせください!

夜の市長室

4月の神埼市役所開催分には、4組14人が来庁されました。

○今後の予定

とき	ところ
5月29日(火)	脊振支所
7月3日(火)	神埼市役所

18:00~20:00(1組30分程度)

※6月開催分は5月に繰り上げます。
※当日は、来庁順で受け付けを行います。
※お住まいの地区に関係なくお越しいただけます。

◎問い合わせ先

神埼市役所 市長公室 ☎37-0088

有料広告

有料広告

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・
消費者金融等の借金を完済した方は



西九州総合法律事務所

佐賀県弁護士会所属

弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

相談無料
秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払い金の中から20~25%をいただくのみです。
詳しくはお電話、またはブログをご覧ください。

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>



要電話予約

☎0954-27-8056

受付/ (月~金) 9:00~12:00 13:00~18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

神崎市男女共同参画推進ネットワーク 講演会

神崎市男女共同参画推進ネットワークでは、男性も女性も互いに認め合い、協働で明るい社会を築いていくことを目指しています。そこで、今年も神崎市の委託事業として右記のとおり講演会を開催します。市民の皆さまのたくさんのご来場をお待ちしております。

演題 幸運のまち 佐賀 ～神々のほほ笑む里～

- とき 5月26日(土) 14:30～15:50
- ところ 神崎市中央公民館 第1研修室
- 講師 佐賀市文化会館 館長 大嶋公子 さん
- 対象 どなたでも ※入場無料
- ◎問い合わせ先

神崎市男女共同参画推進ネットワーク 高柳 ☎52-4709
 神崎市役所 市長公室 ☎37-0088

基本チェックリスト実施方法

- 対象者 神崎市に居住(住民票がある方)されている65歳、68歳、71歳、74歳、77歳、80歳、83歳、86歳、89歳、92歳、95歳、98歳、101歳、104歳の方(4月1日基準、要支援、要介護認定者除く)
- 配布時期 4月23日(月)各個人宛に郵送
- 回収方法 配布時に返信用の封筒を同封しています
- 提出期限 5月18日(金)
- 提出先 神崎市役所 高齢障がい課 地域支援係

★しゃんしゃん教室

参加対象者

基本チェックリストで「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に該当する方



◎問い合わせ先 神崎市役所 高齢障がい課 ☎37-0111

平成24年度 元気づくり高齢者の対象把握調査(基本チェックリスト)は提出されましたか?

神崎市内の65歳以上の方が介護を受ける状態になった原因をご存知ですか?

- 第1位…骨折等
- 第2位…認知症
- 第3位…脳卒中 です。

(2011.8 高齢者要望等実態調査結果より)

神崎市では介護を受ける状態にならないように介護予防教室「しゃんしゃん教室」を開催しています。教室に参加していただくために、65歳以上の方に「基本チェックリスト」というアンケートを実施しています。

行政相談を

受け付けています



お気軽にご相談ください

総務省では、国などの行政に対する苦情、意見・要望を受け付け、行政運営の改善などに結びつける業務を行っています。市内では次の3人の方が総務大臣から行政相談員として委嘱されています。

困りごとがあるがどこに相談してよいか分からない、関係機関の説明に納得できない、こうして欲しい、お困りのことなどありましたら、お気軽にご利用ください。

(4月1日現在、敬称略)

行政相談員

杠 繁美 (神崎町)
 實松清典 (千代田町)
 倉谷勝英 (脊振町)

6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

市内では次の8人の方が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されています。

(4月1日現在、敬称略)

人権擁護委員

〈神崎町〉
 實松常夫 平田英次
 高柳陽子
 〈千代田町〉
 永濱 洋 野中節子
 原 義乃武
 〈脊振町〉
 山邊信弘 花田かつえ

市役所および各支所で定期的に相談所を開設するほか、地域の人権問題に関する活動を行います。

※相談日は、「市報かんざき」の「相談」のページで正確確認ください。

※予約は、必要ありません。直接会場にお越しください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室
 ☎37-0088

5月は消費者月間です

◆消費者セミナーを開催します

神崎市消費者グループでは、消費者月間にあわせて消費者に関するセミナーを開催します。

皆さまお誘い合わせの上、ご参加ください。

○と き 5月8日(火) 13:30～15:00

○ところ 神崎市中央公民館 第1研修室

○演 題 「くらしのご用心」

○講 師 佐賀県消費者グループ協議会 東島美恵子会長

◆会員を募集しています

神崎市消費者グループ協議会は、限りある水や資源、地球環境の大切さ、食の安全・安心を再認識し、リサイクル活動や様々な活動を通じて、人と資源と環境を守るための情報を発信していきたいと思っています。

現在、組織強化のため、会員を募集しています。年に1回視察研修も予定しています。

興味のある方は、5月のセミナー後に総会を予定していますので、ぜひご参加ください。

＜平成24年度 主な年間行事＞

5月 第1回消費者セミナー、総会

7月 視察研修

8月 アルミ缶回収

12月 第2回消費者セミナー

3月 アルミ缶回収

※日程などは、後日チラシなどでお知らせします。

◆アルミ缶回収を実施しました

3月22日、神崎市中央公民館北側でアルミ缶回収を行いました。

当日は、市民の皆さんから約931kgのアルミ缶をご持参いただきました。ご協力いただきありがとうございました。



神崎市消費者グループでは、年に2回アルミ缶回収を行っています。

次回は平成24年8月下旬に開催する予定ですので、ご協力をお願いします。



◎問い合わせ先

神崎市役所 商工観光課 ☎37-0107

「中途解約」について知ってる？

英会話を学ぶ、エステティックサロンの痩身コースを受けるなどの「サービス」は、事前に内容の善し悪しが判断できません。また、契約期間が長期にわたる場合は、さまざまな理由から途中で続けられなくなることもあります。

エステティックサービス、外国語教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスの6業種について、利用期間が2ヶ月（エステティックサービスは1ヶ月）以上かつ料金の総額が5万円以上の場合、消費者の申し出により途中で自由にやめることができます。

解約により生じる損害料は上限額が定められています。

対象の業種	利用前	利用後
エステティックサービス	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円のいずれか低い額
外国語教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円のいずれか低い額
パソコン教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円のいずれか低い額
学習塾	1万1千円	2万円か月謝相当額のいずれか低い額
家庭教師	2万円	5万円か月謝相当額のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円のいずれか低い額

◎問い合わせ先 神崎市役所 商工観光課 ☎37-0107 (火曜日・金曜日)

佐賀県消費生活センター ☎24-0999 (土・日・祝日も受付)

※来所による相談は予約制です。アバンセの休館日は電話相談のみ受け付けます。

思ってたほど効果がない…。やめたいな。



引っ越しするから英会話続けられないな…。どうしよう。

